

一般事業主行動計画

従業員がその能力を十分に発揮できる働きやすい環境整備、労働条件の改善を積極的に推進するために、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 2019年4月1日～2024年3月31日までの5年間

2.行動計画の内容

目標1： 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う、

<対策> 2019年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2： 三歳未満の子どもを育てる労働者が利用できる短時間勤務制度の周知を図る。

<対策> 2019年4月～ 社員のニーズの把握、検討開始、周知

目標3： 所定外労働の削減のため、ノー残業デーを毎週水曜日実施とする。

<対策> 2019年4月～ 毎週水曜日の全社一斉
ノー残業デーの実施
社内掲示板による社員への周知（毎月）
2019年4月～ ノー残業デー指定日の所定外労働の確認
時間外労働の事前申請・報告を徹底

目標4： 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均8日以上とする。

<対策> 2019年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
2019年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
2019年4月～ 社内メールで取得に向けた案内を行う